

平成 29 年度における入札・契約制度の改正について

本市では、入札・契約手続きの公平性・透明性・競争性をより一層確保するとともに、適正な履行確保と事務の効率化を目指して入札・契約制度の改正を行って参りました。平成 29 年度においても、以下のとおり入札・契約制度について改正を行います。

I 最低制限価格について(建設工事・コンサルタント)

最低制限価格の算出に用いるランダム係数の設定幅を次のとおり見直します。

(低入札価格調査制度を適用する場合は、「最低制限価格」とあるのを「調査最低制限価格」と、「最低制限基本価格」とあるのを「調査最低制限基本価格」と読み替えて適用します。)

1 実施時期

平成 29 年 4 月 1 日以降に入札案内及び公告する案件より

2 対象工事等

契約課において実施する建設工事及び建設関連コンサルタント業務の入札

3 変更内容

	現行	変更後
ランダム係数の設定幅	1.00000～ <u>1.00099 (0.1%の幅)</u>	1.00000～ <u>1.00495 (約0.5%の幅)</u> (別表「ランダム係数表」のとおり)
最低制限価格の算出方法	最低制限基本価格 × ランダム係数	(変更なし)
最低制限価格の端数処理	一円未満切り捨て	(変更なし)

※入札書に記載する金額は、従前どおり千円単位とします。

4 その他

(1) 最低制限価格の特例について

すべての入札金額が、最低制限基本価格にランダム係数を乗じて算出した価格を下回った場合は、最低制限基本価格を最低制限価格として入札を執行するよう、最低制限価格の特例を設けます。(ただし、最低制限基本価格以上の入札がある場合に限り。)

(2) ランダム係数の決定方法等の変更について(平成 29 年 10 月予定)

現在、ランダム係数は、「職員」または「入札参加業者」によるくじ引きにより決定していますが、今後、兵庫県電子入札共同運営システムを改修し、同システム内で入札書提出時間等により決定するよう、決定方法を変更するとともに、システムの仕様に合わせてランダム係数表を変更する予定です。(変更時期等については、後日、契約課ホームページでお知らせします。)

II 最低制限基本価格について(建設工事)

・最低制限基本価格について算出方法の見直しを行います。

1 実施時期

平成29年4月1日以降に入札案内及び公告する案件より

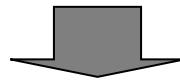
2 対象

契約課において実施する建設工事の入札

3 内容

【現行】※業種に応じて、表中の算出式を基準に最低制限基本価格を算出します。

工事の種類	算出式
土木・ほ装・鋼構造物・造園 工事	[直接工事費] × 95% + [共通仮設費] × 90% + [現場管理費] × <u>80%</u> + [一般管理費] × 55%
建築・電気・管工事	{直接工事費 - (直接工事費 × 10%)} × 95% + [共通仮設費] × 90% + {現場管理費 + (直接工事費 × 10%)} × <u>80%</u> + [一般管理費] × 55%
設計金額の項目に機器費 を計上している機械設 備・電気設備工事等 (プラント設備工事等)	{(機器費 × 60%) + 直接工事費} × 95% + {(機器費 × 10%) + 共通仮設費} × 90% + {(機器費 × 20%) + 現場管理費} × <u>80%</u> + {(機器費 × 10%) + 一般管理費} × 55%
その他の工事	[直接工事費] × 90% + [共通仮設費] × 90% + [現場管理費] × <u>80%</u> + [一般管理費] × 55%



【変更後】

工事の種類	算出式
土木・ほ装・鋼構造物・造園 工事	[直接工事費] × 95% + [共通仮設費] × 90% + [現場管理費] × <u>90%</u> + [一般管理費] × 55%
建築・電気・管工事	{直接工事費 - (直接工事費 × 10%)} × 95% + [共通仮設費] × 90% + {現場管理費 + (直接工事費 × 10%)} × <u>90%</u> + [一般管理費] × 55%
設計金額の項目に機器費 を計上している機械設 備・電気設備工事等 (プラント設備工事等)	{(機器費 × 60%) + 直接工事費} × 95% + {(機器費 × 10%) + 共通仮設費} × 90% + {(機器費 × 20%) + 現場管理費} × <u>90%</u> + {(機器費 × 10%) + 一般管理費} × 55%
その他の工事	[直接工事費] × 90% + [共通仮設費] × 90% + [現場管理費] × <u>90%</u> + [一般管理費] × 55%

※ これによりできない場合は、個別に設定します。

※ 予定価格の各費目に率を乗じた額の合計額が予定価格の70%を下回った場合は、予定価格に70%を乗じた額、90%を超えた場合は、予定価格に90%を乗じた額を最低制限基本価格とします。

※ 算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額を最低制限基本価格とします。

Ⅲ 低入札価格調査制度について(建設工事)

・調査基準価格及び調査最低制限基本価格の算出方法の見直しを行います。

1 実施時期

平成29年4月1日以降に入札案内及び公告する案件より

2 対象

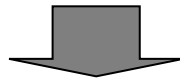
契約課において実施する建設工事の入札

3 内容

【調査基準価格】

【現行】※業種に応じて、表中の算出式を基準に調査基準価格を算出します。

工事の種類	算出式
土木・ほ装・鋼構造物・造園 工事	[直接工事費] × 95% + [共通仮設費] × 90% + [現場管理費] × <u>80%</u> + [一般管理費] × 55%
建築・電気・管工事	{直接工事費 - (直接工事費 × 10%)} × 95% + [共通仮設費] × 90% + {現場管理費 + (直接工事費 × 10%)} × <u>80%</u> + [一般管理費] × 55%
設計金額の項目に機器費 を計上している機械設 備・電気設備工事等 (プラント設備工事等)	{(機器費 × 60%) + 直接工事費} × 95% + {(機器費 × 10%) + 共通仮設費} × 90% + {(機器費 × 20%) + 現場管理費} × <u>80%</u> + {(機器費 × 10%) + 一般管理費} × 55%
その他の工事	[直接工事費] × 90% + [共通仮設費] × 90% + [現場管理費] × <u>80%</u> + [一般管理費] × 55%



【変更後】

工事の種類	算出式
土木・ほ装・鋼構造物・造園 工事	[直接工事費] × 95% + [共通仮設費] × 90% + [現場管理費] × <u>90%</u> + [一般管理費] × 55%
建築・電気・管工事	{直接工事費 - (直接工事費 × 10%)} × 95% + [共通仮設費] × 90% + {現場管理費 + (直接工事費 × 10%)} × <u>90%</u> + [一般管理費] × 55%
設計金額の項目に機器費 を計上している機械設 備・電気設備工事等 (プラント設備工事等)	{(機器費 × 60%) + 直接工事費} × 95% + {(機器費 × 10%) + 共通仮設費} × 90% + {(機器費 × 20%) + 現場管理費} × <u>90%</u> + {(機器費 × 10%) + 一般管理費} × 55%
その他の工事	[直接工事費] × 90% + [共通仮設費] × 90% + [現場管理費] × <u>90%</u> + [一般管理費] × 55%

※ これによることができない場合は、個別に設定します。

※ 予定価格の各費目に率を乗じた額の合計額が予定価格の70%を下回った場合は、予定価格に70%を乗じた額、90%を超えた場合は、予定価格に90%を乗じた額を調査基準価格とします。

※ 算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額を調査基準価格とします。

【調査最低制限基本価格】

【現行】 ※業種に応じて、表中の算出式を基準に調査最低制限基本価格を算出します。

工事の種類	算出式
土木・ほ装・鋼構造物・造園 工事	[直接工事費] × 90% + [共通仮設費] × 75% + [現場管理費] × <u>75%</u> + [一般管理費] × 55%
建築・電気・管工事	{直接工事費 - (直接工事費 × 10%)} × 90% + [共通仮設費] × 75% + {現場管理費 + (直接工事費 × 10%)} × <u>75%</u> + [一般管理費] × 55%
設計金額の項目に機器費 を計上している機械設 備・電気設備工事等 (プラント設備工事等)	{(機器費 × 60%) + 直接工事費} × 90% + {(機器費 × 10%) + 共通仮設費} × 75% + {(機器費 × 20%) + 現場管理費} × <u>75%</u> + {(機器費 × 10%) + 一般管理費} × 55%
その他の工事	[直接工事費] × 85% + [共通仮設費] × 75% + [現場管理費] × <u>75%</u> + [一般管理費] × 55%



【変更後】

工事の種類	算出式
土木・ほ装・鋼構造物・造園 工事	[直接工事費] × 90% + [共通仮設費] × 75% + [現場管理費] × <u>80%</u> + [一般管理費] × 55%
建築・電気・管工事	{直接工事費 - (直接工事費 × 10%)} × 90% + [共通仮設費] × 75% + {現場管理費 + (直接工事費 × 10%)} × <u>80%</u> + [一般管理費] × 55%
設計金額の項目に機器費 を計上している機械設 備・電気設備工事等 (プラント設備工事等)	{(機器費 × 60%) + 直接工事費} × 90% + {(機器費 × 10%) + 共通仮設費} × 75% + {(機器費 × 20%) + 現場管理費} × <u>80%</u> + {(機器費 × 10%) + 一般管理費} × 55%
その他の工事	[直接工事費] × 85% + [共通仮設費] × 75% + [現場管理費] × <u>80%</u> + [一般管理費] × 55%

※ これによることができない場合は、個別に設定します。

※ 算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額を調査最低制限基本価格とします。

IV 最低制限基本価格について(コンサルタント)

・建設関連コンサルタント（測量・建築コンサルタント・土木コンサルタント・地質調査・補償コンサルタント）の最低制限基本価格の見直しを行います。

1 実施時期

平成29年4月1日以降に入札案内及び公告する案件より

2 対象

契約課において実施する建設関連コンサルタント（測量・建築コンサルタント・土木コンサルタント・地質調査・補償コンサルタント）の入札

V 中間前金払制度の導入について

・受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工の確保を図ることを目的として、契約当初の前払金に加えて、工事の中間時点で一定の要件を満たしている場合に、保証事業会社の保証を条件として前払金を追加で支払う中間前金払制度を導入します。

1 実施時期

平成29年4月1日以降に契約を締結する案件より

2 対象

次のすべてに該当する建設工事（建設関連コンサルタント除く）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 契約当初の前払金の支払を受けている工事② 当初の契約金額が8,000万円以上の工事③ 契約当初の工期が100日以上工事 |
|---|

3 中間前払金の額

契約金額の10分の2以内の額で、かつ、既に支払った前払金の額と合計して契約金額の10分の6を超えない額。

4 中間前金払と部分払の選択

中間前金払と部分払のどちらも対象とされている工事の場合には、契約締結時にいずれかを選択し、その後、選択の変更はできません。

VI 現場代理人の兼務要件について

- ・現場代理人の兼務が可能な工事の対象となる当初請負金額を引き上げます。

1 実施時期

平成29年4月1日以降に入札案内及び公告する案件より

2 内容

【現行】

- (1) 姫路市契約課の発注する工事であること。
- (2) 当初請負金額が2,500万円未満であること。
- (3) 兼務させる現場代理人が、他の工事で専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。
- (4) 請負者の所在地及び施工場所が姫路市内であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。
- (6) 工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないこと。
- (7) 携帯電話や連絡責任者の配置等にて、発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること。



【変更後】

- (1) 姫路市契約課の発注する工事であること。
- (2) 当初請負金額が3,500万円未満であること。
- (3) 兼務させる現場代理人が、他の工事で専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。
- (4) 請負者の所在地及び施工場所が姫路市内であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。
- (6) 工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないこと。
- (7) 携帯電話や連絡責任者の配置等にて、発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること。

※ 上記条件をすべて満たす工事について、合計3件まで現場代理人の兼務を認めます。

VII 工事成績を活用した入札制度の整備について

- ・工事成績を評価項目とした総合評価落札方式による入札など、価格のみに偏らない入札を段階的に拡充します。

1 対象案件

建設工事の入札のうち、予定価格が一定金額以上の案件

2 対象とする工事成績

平成29年度以降に市が発注する建設工事に係る工事成績

3 今後の予定

平成29年度中に試行要領を策定し公表します。(実施時期、実施方法等については、試行要領と合わせてお知らせします。)

別表 ランダム係数表（平成 29 年 4 月～）

列番号 行番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	1.00000	1.00005	1.00010	1.00015	1.00020	1.00025	1.00030	1.00035	1.00040	1.00045
2	1.00050	1.00055	1.00060	1.00065	1.00070	1.00075	1.00080	1.00085	1.00090	1.00095
3	1.00100	1.00105	1.00110	1.00115	1.00120	1.00125	1.00130	1.00135	1.00140	1.00145
4	1.00150	1.00155	1.00160	1.00165	1.00170	1.00175	1.00180	1.00185	1.00190	1.00195
5	1.00200	1.00205	1.00210	1.00215	1.00220	1.00225	1.00230	1.00235	1.00240	1.00245
6	1.00250	1.00255	1.00260	1.00265	1.00270	1.00275	1.00280	1.00285	1.00290	1.00295
7	1.00300	1.00305	1.00310	1.00315	1.00320	1.00325	1.00330	1.00335	1.00340	1.00345
8	1.00350	1.00355	1.00360	1.00365	1.00370	1.00375	1.00380	1.00385	1.00390	1.00395
9	1.00400	1.00405	1.00410	1.00415	1.00420	1.00425	1.00430	1.00435	1.00440	1.00445
10	1.00450	1.00455	1.00460	1.00465	1.00470	1.00475	1.00480	1.00485	1.00490	1.00495

○ 最低制限価格の算出例

1 回目のくじ 「7」（＝行番号）

2 回目のくじ 「5」（＝列番号）であった場合、

ランダム係数表に基づき、ランダム係数は 1.00320 となる。

仮に、

最低制限基本価格を、12,345,000 円 とした場合、

最低制限価格は、 $12,345,000 \text{ 円} \times 1.00320 = \underline{12,384,504 \text{ 円}}$ （一円未満の端数切り捨て）となる。

【参考】入札結果の一例

予 定 価 格：15,000,000 円

最低制限基本価格：12,345,000 円

ランダム係数：1.00320 の場合

最低制限価格：12,345,000 円×1.00320=12,384,504 円

(一円未満の端数切り捨て)

参加者	入札金額 (円)	備考欄
A 社	12,000,000	最低制限価格未満無効
B 社	12,382,000	//
C 社	12,384,555	最低制限価格以上ではあるが、 <u>千円単位</u> の入札では無いため 無効
D 社	12,385,000	落札(候補)者
E 社	13,210,000	
F 社	13,456,000	
G 社	15,555,000	予定価格超過
H 社	辞退	

低
↑
入札金額
↓
高

最低制限価格
12,384,504 円

予定価格
15,000,000 円

この場合、D 社が「落札(候補)者」となります。

※ 入札書に記載する金額は、従前どおり千円単位とします。